

水難救護法第 25 条第 2 項の規定による公告

令和 8 年 9 月 14 日付けで、水難救護法（明治 32 年法律第 95 号）第 24 条第 1 項の規定に基づき漂着物を拾得したものから、その物件の引き渡しを受けましたので、同法第 25 条第 2 項の規定に基づき次のとおり公告します。

なお、漂着物を所有者に引き渡しますので、心当たりの方は大洗町役場生活環境課まで申し出ください。

令和 8 年 9 月 3 0 日

大洗町長 國井 豊

1. 拾得物件 ボート（全長 4.3m、全幅 1.5m） 材質 FRP
2. 拾得年月日 令和 8 年 9 月 14 日
3. 拾得場所 那珂川河口（大洗町磯浜町）
4. その他 公告後 6 か月が経過し、申し出がない場合は、水難救護法第 28 条第 3 項の規定に基づき所有者がないものと認め処分します。